

介護保険

住宅改修の手引き



令和6年2月

真庭市健康福祉部高齢者支援課

1. 介護保険制度における住宅改修制度について

介護保険制度における「住宅改修費の支給」は、要介護・要支援の認定を受けている人が、自宅で自立した生活を可能な限り続けることができるように、手すりの取り付けなど保険給付の対象となる住宅改修を行った場合に、費用の一定割合を支給するものです。

保険給付の対象となる住宅改修は、被保険者の資産形成につながらないように、また、住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡なども考慮して、手すりの取り付け、段差の解消など比較的小規模なものとしています。支給限度基準額（利用限度額）については、これらの想定される改修に通常要する費用を勘案して 上限 20 万円としています。

住宅改修を行うにあたっては、被保険者の心身の状況や日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成、改修の予算などを総合的に勘案することが必要であり、本人・家族・介護者にとって効果的で、かつ適正な改修が行われるよう努めてください。

2. 保険給付の対象となる住宅改修の種類

（１） 手すりの取り付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などに転倒予防又は移動もしくは移乗動作の補助を目的として手すりを設置する工事が対象です。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付けなど適切なものとします。

※取付工事で固定しない床置きや便器を囲んで使用する手すりは、福祉用具貸与の対象です。

※リハビリ目的のための手すりや、転落防止の柵が目的の手すりは対象外です。

（２） 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関などの各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路などの段差や傾斜を解消するためのもので、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床をかさ上げる工事などが対象です。

※取付工事で固定しないスロープは福祉用具貸与、浴室内すのこは福祉用具購入の対象です。

※昇降機、段差解消機など、動力により段差を解消する機器を設置する工事は対象外です。

（３） 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

居室における畳敷から板製床材、ビニール系床材などへの変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更などの工事が対象です。

ただし、幅員は 1.2m 以内に限ります。

※ユニットバスの洗い場の床材変更については、ユニットバス購入・設置費等の内、当該部分を面積案分等により保険給付の対象となる工事費を算出する必要があります。天井や壁面、浴槽部分などの目的外の工事は支給の対象外です。

（４） 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテンなどに取り替えるといった扉全体の取替のほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置などの工事が対象です。

※扉の取り替えに合わせて自動ドアとした場合は、動力部分の設置費用は支給の対象外です。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える工事や、既存便器の位置や向きを変更する工事が対象です。

※和式便器から、暖房便座や洗浄機能などが付加されている洋式便器への取り替えは含まれますが、既に洋式便器である場合のこれらの機能などの付加は対象外です。

※非水洗式和式便器から水洗式洋式便器又は、簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、水洗化又は簡易水洗化の部分の工事は対象外です。

※福祉用具購入種目に掲げる「腰掛便座」の設置は福祉用具購入の対象です。

(6) 上記の改修に付帯して必要となる住宅改修

前記①～⑤の改修に付帯して行われる下記の工事も対象です。

① 手すりの取り付け

- 手すりの取り付けのための壁の下地補強

② 段差の解消

- 浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事
- スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする転落防止柵や立ち上がりの設置

③ 滑りの防止等の床または通路面の材料の変更

- 床材の変更のための下地補強や根太の補強、又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

④ 扉の取替え

- 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事

⑤ 便器の取替え

- 便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く)や便器の取替えに伴う床材の変更

※改修工事の保険給付対象としての可否に関しては、制度上の様々な取り決めがありますので、ご不明な点がございましたら高齢者支援課へご相談ください。

3. 申請ができる人の要件

住宅改修費の支給は、原則、事前申請であり、被保険者（以下：申請者）が下記の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 真庭市に住民票があり、被保険者証に記載されている住所地の住宅に居住していること
- ② 要介護・要支援認定を受けており、着工日と完成日が共に認定有効期間内であること
- ③ 申請時に入院・入所している場合は、退院・退所の見込みがたっていること
- ④ 改修が自立した生活の支援や介護負担の軽減という目的で行うものであること

※老朽化や故障などによる、修繕やリフォーム目的の工事は対象外です。

- ⑤ 申請前に担当のケアマネジャーまたは地域包括支援センター職員に相談していること。

※ 要介護・要支援認定の新規申請中の方や転入・転居を予定されている方などについても、緊急でやむを得ない理由がある場合には、事前申請を行うことができます。

- ⑥ 介護保険料を滞納していないこと

4. 支給限度基準額

（１）支給限度基準額（利用限度額）

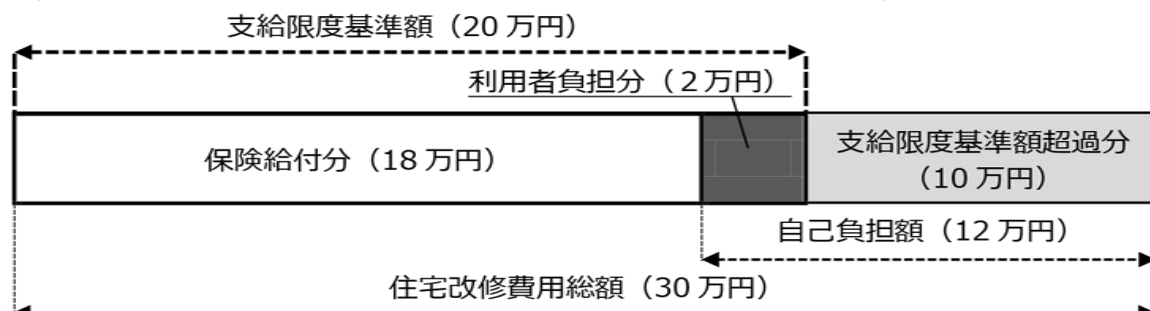
住宅改修の支給限度基準額（利用限度額）は、要介護・要支援認定区分に関わらず 20 万円（消費税含む）です。申請者の負担割合（1 割・2 割・3 割）に応じて、9 割または8 割または7 割分を住宅改修費として保険給付します。

なお、支給限度基準額（20 万円）の範囲内であれば、何回かに分けて利用（支給申請）することも可能です。また、支給限度基準額を超える改修工事を実施することもできますが、20 万円を超えた部分は全額自己負担になります。

<負担割合ごとの内訳>

利用者の負担割合	支給限度基準額	介護保険給付上限額	自己負担額
1 割	20 万円	18 万円	2 万円
2 割		16 万円	4 万円
3 割		14 万円	6 万円

例【30 万円の住宅改修を行った場合（申請者の負担割合が 1 割の場合）】



（２）支給限度基準額の例外措置

住宅改修費の支給限度基準額（利用限度額）は２０万円となっているため、支給が限度額まで至った場合には、期間に関わらず、それ以上の住宅改修費の支給はありません。ただし、下記の①・②の場合には、「支給限度基準額の例外措置」として、再度、支給限度基準額（利用限度額）までの住宅改修費の支給申請することができます。

①要介護・要支援認定区分が著しく変化した場合（通称：３段階リセット）

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護・要支援認定区分を基準として、下記のように「介護の必要の程度」の段階が３段階以上上がった場合は再度、支給限度基準額２０万円までの住宅改修費の支給申請を行うことができます。

※前認定区分での住宅改修費の支給限度額までの残額は、認定更新後の支給限度額には引き継がれません

※同一住宅・同一被保険者について適用は１回のみです。

<３段階リセット>

初回の住宅改修着工日の要介護認定区分	追加の住宅改修着工日の要介護認定区分 （３段階リセットが適用される区分）
要支援１	要介護３、要介護４、要介護５
要支援２および要介護１	要介護４、要介護５
要介護２	要介護５

※初回の住宅改修着工日の要介護・要支援認定区分を基準として計算します。

②転居し住所地が変わった場合（通称：転居リセット）

市内で住所地が変わった場合は、前住所地で住宅改修をしていても、転居後の住宅について住民票の住所更新後に、再度、支給限度基準額（利用限度額）までの住宅改修費の支給申請をすることができます。

また①についても、転居後の住宅で住宅改修着工日の認定区分が基準となります。

※前住所地における住宅改修費の支給限度額までの残額は、転居先での支給限度額には引き継がれません

※転居については、住民票の住所変更がされていない場合や、同住所地での立て替えなど、単に居住する住宅が変わるだけでは転居とみなしません。

5. 償還払いと受領委任払い

住宅改修費の支払い・支給方法については、償還払いと受領委任払いの2種類があります。

(申請方法が異なりますので、ご注意ください。どちらも工事される前に必ず【事前申請】を行い、市の施工許可が必要です。)

(1) 償還払い

申請者が改修費(保険給付対象分)の全額を一旦改修施工業者に支払い、その後、真庭市に申請を行い保険給付分《改修費から自己負担割合分(所得により1割・2割・3割)を差し引いた額》の支給を受ける方法です。

※支給のためには住宅改修申請者からの申請が必要です。

(2) 受領委任払い

申請者が改修費(保険給付対象分)のうちの自己負担割合分(所得により1割・2割・3割)のみを改修施工業者に支払い、申請者からの委任により真庭市が改修施工業者の請求に対して保険給付分(改修費から自己負担割合分を差し引いた額)を、改修施工業者に直接支給する方法です。この支払い方法を行うことで、申請者の一時的な金銭負担を軽減することができます。

なお、受領委任払いを利用できるのは、真庭市に受領委任払取扱登録事業者として市に登録済みの改修施工業者が工事を行う場合です。(本ページ下部参照)

※予定している改修施工業者が、受領委任払取扱登録事業者として真庭市に登録されていない場合は、受領委任払いの対象外ですのでご注意ください。

※下記の受領委任払いを利用できない人に該当する場合は、受領委任払いの対象外となりますのでご注意ください。

●受領委任払いを利用できない人

①介護保険料に滞納がある人

介護保険料の滞納により給付制限を受けている方については、受領委任払いを利用することができません。ケアマネジャーや改修施工業者の方は、申請の際に申請者の被保険者証をご確認ください。

②要介護認定また要介護新規申請中や入院・入所中、転入前、転居前の人

●受領委任払取扱登録事業者について

受領委任払取扱登録事業者とは、真庭市が開催する住宅改修に関する研修を受講し、市に受領委任払取扱事業者としての登録をしている改修施工業者です。この登録済みの改修施工業者が工事を行う場合に受領委任払いを利用できます、受領委任払取扱事業者登録については、高齢者支援課までお問合せください。

6. 支給申請の手続き

住宅改修費の支給を受けるためには、改修工事を行う前に必ず真庭市に対して申請(工事施工前事前申請)を行い、予定している改修の内容が、保険給付の対象となる改修であるか、申請者の心身の状況等に合ったものであるか、支給限度基準額(利用限度額)の範囲内であるかなどについて確認・審査を受ける必要があります。このため、事前申請を行わずに実施された改修工事については、保険給付対象となる改修内容であっても、住宅改修費が支給されません。

また、事前申請および真庭市の審査を経て行われた改修工事については、完了後に改めて支給申請（工事完了報告）を行い、事前申請の内容どおりに施工されたことが確認できた場合に、住宅改修費の支給を決定します。申請等の具体的な流れは下記のとおりです。

<手続きの流れ>

① 担当のケアマネジャー等への相談・理由書の作成依頼
担当のケアマネジャーに住宅改修について相談するとともに、「住宅改修が必要な理由書」の作成を依頼してください。なお、担当のケアマネジャーがいない場合には、高齢者支援課または真庭市地域包括支援センターに相談してください。
② 改修業者への工事費の見積り依頼
希望する改修施工業者に費用の見積りを依頼してください。 ※受領委任払いを利用する場合は、住宅改修の受領委任払取扱登録事業者へ依頼してください。
③ 市への申請書類の提出（工事施工前事前申請）
保険給付費の支給方法（償還払いまたは受領委任払い）を選択の上、「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（工事施工前）」に必要書類（住宅改修理由書・見積書・平面図・写真等）を添えて事前申請してください。なお、事前申請は原則として着工予定日の 2週間前 までに行ってください。
④ 改修内容の確認・審査
提出された書類に基づいて、受給資格や利用限度額、保険給付の対象となる改修かどうかなどについて確認・審査を行い、申請者に対して「確認決定通知書」を送付します（申請後、1週間～10日程度）。 なお、書類に不備があった場合などは、修正・追加提出などをお願いすることがあります。

⑤ 改修施工業者への工事依頼・施工
市から送られた「確認決定通知書」をケアマネジャーおよび改修施工業者に提示した上で、実施します。 なお、確認決定通知書に記載された「承認決定日」より前に着工した場合は、支給対象外です。
⑥ 工事代金の支払い
改修工事完了後、改修施工業者の請求に基づいて代金を支払い、領収証を受領します。 なお、代金については、償還払いの場合は全額、受領委任払いの場合は自己負担割合（所得に応じて1割・2割・3割）に応じた額を支払います。
⑦ 完了報告書兼請求書等の市への提出（事後申請）
●償還払い ①「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修工事完了報告書兼請求書（工事施工後）」 ②必要書類 ・領収書 ・工事費内訳書 ・写真等 ●受領委任払い ①「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修工事完了報告書（工事施工後 受領委任払い用）」 ②必要書類 ・介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費・住宅改修費支給受領委任払い申請書兼請求書 ・真庭市介護保険福祉用具購入費等受領委任払い制度に関する同意書 ・領収書 ・工事費内訳書 又は請求書 ・写真等
⑧ 改修内容の確認・審査および支給決定
提出された書類に基づき、実施された改修工事の内容について確認・審査を行うとともに、保険給付費の支給の決定を行います。
⑨ 指定口座への保険給付費の振り込み
支給決定に基づき、保険給付額（改修費から自己負担割合分を差し引いた額）を償還払いの場合は申請者、受領委任払いの場合は改修施工業者の指定口座に振り込みます。

7. 申請の書類や留意事項について

(1) 事前申請（改修工事着工前の手続き）

◎必要書類一覧		
提出書類		備考
①	介護保険居宅介護（介護予防） 住宅改修費支給申請書（工事施工前）	
②	住宅改修が必要な理由書	原則として担当のケアマネジャーが作成
③	工事費見積書（内訳書）	改修場所や改修部分ごとに材料費、施工費、諸経費等に分けて記載
④	改修予定箇所が確認できる図面 （平面図・立面図等）	平面図（任意様式）を添付 寝室・居間・トイレ・風呂などの位置関係を図示 対象が離れなど屋外にも関する場合は敷地まで含む
⑤	改修予定箇所が確認できる工事前写真 （日付入り）	カメラの日付機能等により撮影日を写し込む 撮影日付のプリントが難しい場合は、黒板や用紙に 日付を書いたものを撮影時に写し込む
⑥	介護保険 住宅改修工事承諾書	住宅の所有者が賃貸等で本人や同居の家族以外
⑦	資格証明書の写し	理由書作成者がケアマネジャー以外の住環境コーディネーターの場合

【書類作成上の留意事項】

①介護保険住宅改修費支給申請書（工事施工前）

- 被保険者の情報（氏名・住所等）や施工予定業者、着工・完成予定日、予定改修費などすべての項目に記入してください。
- 着工予定日と完了予定日について
着工予定日が明確に決まっていない場合は、提出日から約2週間程度の間を設けるようにしてください。また 緊急を要し事前確認が出来次第すぐに工事着工する場合は、着工予定日に「確認後すぐ」、完成予定日に「着工から●日」と記載をしてください。

●予定改修費用について

工事費見積書記載金額のうち、介護保険対象となる工事費の金額を記入してください。

●認定申請中の場合について

新規申請中に申請する場合に認定申請日を記載します。変更・更新申請の場合は不要。

●入院（所）中の場合について

入院（所）中に、退院（所）後の在宅生活を見込んで住宅改修を行うために支給申請するときは、退院（所）予定日を記載してください。

●記載内容の訂正について

該当箇所に訂正印を押印して訂正してください。

②住宅改修が必要な理由書

●原則として担当のケアマネジャー（地域包括支援センターの職員を含む）が作成。

作成者欄の氏名は署名の場合は押印不要ですが、記名の場合は押印が必要。

ケアマネジャー以外で理由書が作成できる人は、下記の資格者です。

- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・福祉住環境コーディネーター検定2級以上

※福祉住環境コーディネーターの資格者が理由書を作成した場合、資格証の写しの添付が必要。

●記載例にしたがって、改修が必要な箇所ごとに具体的に困難な状況、改修目的などを記載してください。

③工事費見積書（内訳書）

●工事費見積書（内訳書）は、宛名を申請者本人とし、施工業者名および住所、担当者名、連絡先を明記した上で、**社判を押印**してください。

●見積書の作成日は、理由書の現地確認日以降の日付となっていること。

●工事費の内訳については、改修場所・改修部分ごとに付番区分し、材料費、施工費、諸経費等に分けて記載してください。また、材料費は、サイズ・数量・単価等、できる限り詳細に記載してください。

※単位の記載（数量あるものは安易に「一式」と表示しないこと。

●諸経費は、図面作成費・見積書作成・事前打ち合わせに係る費用等が想定される。

●保険給付対象外の工事を含めて実施する場合は、見積書を別々に作成する必要はありませんが、介護保険の対象部分とそれ以外の部分を区別するとともに、施工費や諸経費等については按分してください。

④改修予定箇所が確認できる図面（平面図等）

- 平面図については、改修予定箇所が明示され、申請者本人の日常生活上の動線が分かる図面を作成してください。なお、動線が分かるように、「寝室」「居間」「トイレ」「風呂」など、部屋の用途や部屋の出入口、屋外の場合は「洗濯物干し」や「駐車場」などの場所をできる限り記入してください。
- 改修予定箇所が日常生活動線以外の場所の場合、保険給付の対象外となることがあります。
- 手すりなどの取付けでは、手すりの形状・長さ・太さ・床などからの高さ・取り付け位置を記載してください。
- スロープ設置の場合は平面図・立面図等に高低差、水平距離、幅員等寸法を記載してください。
- 踏み台等を設置する場合は、踏み台の幅・奥行・高さを記載してください。
- 段差解消に関するところは、高さを記入してください。
- 工事費見積書（内訳書）、図面、写真には改修箇所ごとに「①、②」など対応した番号を振り照合できるようにしてください。

⑤改修予定箇所が確認できる写真

- 写真にはカメラの日付機能等により、必ず撮影日の日付を入れてください。日付機能等がない場合は、黒板や紙などを利用し、撮影日を写し込んで撮影してください。
- 改修予定箇所すべての写真を提出してください。分かりにくい場合等は、1か所につき複数枚の写真を提出してください。
- 部分的に撮影するのではなく、できるだけ全体の様子が分かるように撮影してください。なお改修予定箇所の全景が入りきらない場合は、分割して撮影してください。
- 事後申請の際に提出していただく改修後の写真と同じアングルになるように撮影し、改修前後の確認ができるようにしてください。
- 写真の中に、手すりの取り付け位置を線で書き込むなど、施工後のイメージが分かるようにしてください。
- 段差解消工事を行う場合は、現状の段差が確認できるようにスケールを当てて撮影してください。
- 写真はA4の大きさの台紙に貼り付けるなどして提出してください。

⑥住宅改修工事承諾書

- 改修を行う住宅の所有者が賃貸などで申請者または同居家族以外の場合は、「住宅改修工事承諾書」を提出してください（別居の子の場合も必要）。
※工事の承諾は着工前に必ず得て、着工日前の日付で承諾書を提出してください。
※市営住宅で改修を検討する場合、事前に都市住宅課または各振興局へ相談してください。

(2) 事後申請（改修工事完了後の手続き）

◎必要書類一覧		
●償還払い		備考
①	居宅介護（介護予防）住宅改修費工事完了 報告書兼請求書（工事施工後）	改修工事の着工日、完成日、改修費用等を 記入
②	領収証の原本	原本の返却が必要な場合は、原本とコピー を提出すること（原本は確認後、返却）
③	工事費内訳書または請求書	内訳書（請求書）の作成日は、工事完成日 以降の日付
④	改修完了箇所が確認できる写真	改修前に撮影した写真と同じアングルで撮 影し、工事完成日以降の日付
⑤	その他市から提出を求められた書類	工事内容等により、追加で書類の提出を求 める場合があります

●受領委任払い 上記表①～⑤に追加して⑥⑦が必要

⑥	介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購 入費住宅改修支給受領委任払い申請書兼請 求書	
⑦	真庭市介護保険福祉用具購入費等受領委任 払い制度に関する同意書	

【書類作成上の留意事項】

①居宅介護(介護予防)住宅改修費工事完了報告書兼請求書(工事完了後)

- 被保険者の情報（氏名・住所）や住宅改修施工業者、着工日・完成日・改修費用などすべての項目について記入してください。
- 要介護状態区分について
工事着手日における要介護状態を記載してください。変更・更新申請中に事前申請をして、工事完了時点で要介護状態が変更になった場合であっても、着工日時点の要介護状態（事前申請時の要介護状態）を記載してください。
- 「要介護認定申請中に確認の場合」欄について
新規申請中に事前申請を行った場合は、忘れずに**認定期間開始日**を記入してください。
- 「退院（所）を条件に確認の場合」欄について
入院（所）中に、退院（所）後の在宅生活を見込んで住宅改修を行った場合は、必ず**退院（所）日**を記載してください。

②領収証

- 申請者本人が宛名となっている領収証の原本を提出してください。
- 領収証の返却が必要な場合は、原本とコピーの両方を提出してください。確認後に原本を返却します。
- 事前申請時に提出いただいた工事費見積書（内訳書）の金額に、保険給付対象外や支給限度額を超えた分の改修費用が含まれている場合の領収証の金額については、償還払いの場合は全額（見積書の金額と同額）としてください。
受領委任払いの場合の領収金額は、保険給付分を除いた自己負担分の総額としてください。

③工事内訳書または請求書

- 申請者本人宛の内訳書（請求書）であることを確認してください。
- 内訳書（請求書）の日付は、工事完成日以降の日付となっていることを確認してください。
- 領収書の金額と一致していることを確認してください。
- 事前申請の際に提出した見積書と同様、工事内容が確認できるよう工事項目を詳しく記載してください。

④改修完了箇所が確認できる写真

- 改修前と同様に、写真にはカメラの日付機能等により、必ず撮影日の日付を入れてください。日付機能等がない場合は、黒板や紙などを利用し、撮影日を写し込んで撮影してください。

- 改修前の写真と同じアングルで撮影していただきますが、工事費見積書（内訳書）との照合を行うため、改修前の写真と同じアングルでは詳細が確認できない場合には、別途、照合が行えるようにアップなどの写真も撮影してください。
- 段差解消の工事でスロープや踏み台を設置した場合は、釘などで固定した部分の拡大写真が必要です。固定していない場合は給付対象となりません。
- 段差解消工事等事前申請時にスケールを当てて撮影した工事箇所は完成後も同じようにスケールを当てて撮影してください。
- 全体が写っていない場合や写真が不明瞭な場合には、撮り直しをお願いする場合があります。

⑤受領委任払い制度に関する同意書

- 申請者が改修費（保険給付対象分）のうちの自己負担割合分（所得により 1 割・2 割・3 割）のみを改修施工業者に支払い、申請者からの委任により真庭市が改修施工業者の請求に対して保険給付分（改修費から自己負担割合分を差し引いた額）を改修施工業者に直接支給することに同意する書類です。提出は工事完成後ですが、事前申請前に申請者・ケアマネジャー・改修施工業者で現地確認を行う際に同意を得ておく必要があることから、**同意書**の日付は、**ケアマネジャーが作成する「住宅改修が必要な理由書」の現地確認日としてください。**

⑥受領委任払い申請書兼請求書

- 改修施工業者が、申請者に代わって保険給付分（改修費から申請者の自己負担割合分を差し引いた額）を真庭市へ請求する際の書類です。
申請・請求額は、改修工事総額ではなく、保険給付分（改修費から申請者の自己負担割合分を差し引いた額）であることに注意してください。
また、1 円未満の端数が出た場合は端数を切り捨てます。

〔請求額の計算例〕

$$137,692 \text{ 円（保険給付対象費用）} \times 0.9 \text{（1 割負担の場合）} \\ = 123,922.2 \rightarrow 123,922 \text{ 円（領収額）}$$

$$\text{利用者請求額は、} 137,692 \text{ 円} - 123,922 \text{ 円} = 13,770 \text{ 円}$$

(3) 申請にあたっての留意事項

①保険給付対象となる種類の改修であっても給付対象外となる場合

「保険給付の対象となる住宅改修の種類」に該当する改修であっても、以下のような場合は保険給付の対象外です。

●新築や増築の際の住宅改修

手すりの取り付けなど、保険給付の対象となる住宅改修であっても、住宅を新築する場合や増築時に新たに居室等を設ける場所を対象に工事を行う場合は対象外です。

※ただし、廊下の拡幅に合わせて手すりを取り付ける場合やトイレ室内の拡張に伴い、和式便器から洋式便器に取り替える場合等は、それぞれ「保険給付の対象となる住宅改修の種類」の内、「手すりの取り付け」、「洋式便器等への便器の取り替え」として、改修にかかる費用についてのみ住宅改修費の保険給付費の対象です。

●一時的に身を寄せている住宅の改修

介護保険制度の住宅改修は、被保険者証に記載されている住所地の住宅の改修が保険給付費の対象です。実際に生活の本拠にしている場所であっても、住民登録がない住宅の改修については対象外です。したがって、子や親族の自宅など一時的に身を寄せている住宅において改修を行う場合も対象外です。

●「老朽化」等を理由とした住宅改修

保険給付の対象となる住宅改修であっても、改修の理由が単に「老朽化」や「器具の故障」等である場合には、対象外です。

※ただし、手すりを使う必要はあるが、壁の老朽化などで手すりを使うことができない場合等の、老朽化によって使用に耐えかねるような状況は対象になる場合があるので、別冊 Q&A 集を参照または高齢者支援課に相談のうえ、「住宅改修が必要な理由書」に詳細を明記してください。

②勘案する要項がある住宅改修の申請について

●一つの住宅に複数の被保険者がいる場合

同一の住宅内で、同時に複数の被保険者に係る住宅改修を行う場合は、当該住宅改修のうち、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように調整のうえで、住宅改修の申請を行ってください。

※例えば、被保険者が2人いる場合で、共用の居室について床材の変更を行う場合は、いずれか一方の人のみが申請を行ってください。

●保険給付対象外の工事を併せて実施する場合

保険給付の対象となる住宅改修と併せて、給付対象外の工事も行う場合は、対象部分の抽出・按分等、適切な方法により対象となる使用部材や工事費用が算出できる場合に限り支給対象になります。

（４） 保険給付対象外の可能性がある事例についての注意事項

保険給付の対象外となった場合、保険給付対象であった改修工事費が自己負担となります。その様な場合、償還払いとして手続きをしていた方が、対象外となった際に申請者の支払い手順を簡略にすることができます。よって、下記事例の様に給付対象外になる可能性がある場合は償還払いのみとしています。

※注意：受領委任払取扱登録事業者が施工予定であっても受領委任いは利用できません

①入院(所)中に申請する場合（償還払いのみ）

申請者が入院(所)中であっても、退院(所)の見込みがある場合には住宅改修の申請を行うことができます。その場合、完成報告書類の提出は退院(所)後に行ってください。

ただし、住宅改修を実施したが、退院(所)できず改修した箇所を利用できなかった場合には、その改修工事は保険給付の対象外です。また、一時帰宅のための住宅改修も給付対象外です。

②認定申請中に申請する場合（償還払いのみ）

申請の区分（新規、更新・区分変更）によって、下記の内容にご注意ください。

●新規申請の場合

住宅改修費の支給申請を行うためには、原則として要介護・要支援認定を受けていることが必要となりますが、緊急を要する場合は、要介護・要支援認定の新規申請を行ったうえで、住宅改修の事前申請を行うことができます。完成報告の書類提出については、認定結果が出た後に行ってください。

※要介護・要支援認定審査の結果「非該当」となった場合には、保険給付の対象外です。

●更新および区分変更申請の場合

要介護・要支援認定の更新申請の申請中に、住宅改修の事前申請を行った場合、承認後、認定の有効期間が残っている間に改修工事を実施した（代金の領収済み）場合は、新しい認定結果が出る前であっても完成報告書類の提出ができますが、有効期間が終了したのちに改修工事を実施した場合は、更新・変更後の認定結果が出たあとに完成報告書類の提出を行ってください。

※要介護・要支援認定審査の結果「非該当」となった場合には、保険給付の対象外です。

③転入・市内転居を予定している場合（償還払いのみ）

市外からの転入や市内での転居を予定している状況で、緊急を要する場合は、転入・転居を予定している住所地で仮の事前申請を行うことができますが、承認後、改修工事を実施したが、結果的に転入・転居しなかった場合には保険給付の対象外です。なお完成報告書類の提出は、住民票の住所地が更新され、新しい住所地が記載された被保険者証の交付を受けてから行ってください。

(5) 事前申請承認後の変更が生じた場合について

①改修工事の内容が変更になる場合

事前申請承認後の改修工事内容の変更は原則として認められませんが、やむを得ない理由により工事内容を変更する（軽微なものに限る）場合は、下記の手順に従って手続きを行ってください。

●事前申請後、工事内容に変更がある場合

変更がわかった時点で直ちに高齢者支援課に連絡してください。（着工前・中に係わらず）

※原則、当課に連絡なく内容を変更して着工した場合や完了した場合は、住宅改修費の給付対象外となりますので十分注意してください。

●事前申請時の見積額よりも増額となる場合

例えば、手すりを増やす等によって、見積額が増額になる場合には支給限度額や工事内容等を再審査する必要があるため、高齢者支援課に連絡した後に、「介護保険住宅改修工事変更届」を提出してください。

●事前申請時の見積額よりも減額となる場合

例えば、手すりの設置本数を減らす、手すり取り付け場所の下地補強が不要になった等によって、見積額が減額になる場合は高齢者支援課に連絡のうえ、改修工事が完了後に「住宅改修工事完了報告書兼請求書」の【住宅改修に要した費用が予定改修費より減額になった場合の理由】欄へ理由を記載して提出してください。

②申請者の事情によって申請を取り下げる場合

事前申請承認後、以下の例のような場合は「介護保険住宅改修費支給申請取下書」を高齢者支援課へ提出してください。また、例に無いような事象の場合は都度、高齢者支援課にご相談ください。

●申請者が入院(所)する等により、住宅改修工事を中止する場合（着工前・中に係わらず）

●申請者が退院(所)することができず、住宅改修工事箇所を利用できなかった場合

（※住宅改修費の給付対象外となるため）

●申請者の要介護・要支援認定区分が「非該当」となった場合

（※住宅改修費の給付対象外となるため）

●申請者が入院(所)中に、亡くなった場合

（※住宅改修費の給付対象外となるため）

※申請者が在宅中の場合で工事期間中に亡くなった際は、亡くなった時点までに完成している部分までは住宅改修費の支給を受けることができますので、高齢者支援課までご相談ください。

【資料編】

○各種様式

- ・ 真庭市介護保険福祉用具購入費等受領委任払制度に関する同意書
- ・ 居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（工事施工前）
- ・ 居宅介護（介護予防）住宅改修費工事完了報告書兼請求書（工事施工後）
- ・ 居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（工事施工後受領委任払い用）
- ・ 住宅改修工事承諾書
- ・ 住宅改修工事変更届出
- ・ 居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請取下書（工事中止時）
- ・ 介護保険給付費受給権利継承届兼誓約書
- ・ 住宅改修が必要な理由書（P1、P2）
- ・ 工事見積書
- ・ 写真貼付用紙（改修前、改修後）

○様式記入例

- ・ 住宅改修が必要な理由書
- ・ 工事見積書
- ・ 平面図(任意様式例)
- ・ 写真貼付用紙（改修前、改修後）

○住宅改修 Q&A 集

- ・ 別冊